

10月セミナー

消費者契約法の

次回改正にむけて 第二弾

消費者契約法は 2018 年の通常国会で第2次改正が行われました。この時は、「消費者の不安をあおる商法」等、消費者トラブルが増加している勧誘行為についての取消権が新設されるなどしましたが、一方で「つけ込み型勧誘に対する取消権」や「平均的損害額の推定規定」などの論点については、次回改正への積み残しとなりました。

そこで、消費者庁では本年 2 月より、有識者をメンバーとする「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を設け、次回改正に向けての検討を進めてきましたが、今夏に報告書がまとめられる予定です。この内容についてわかりやすく解説をいただくとともに、意見交換を行います。

【日 時】10 月 18 日(金)13 時 15 分～15 時 15 分

【会 場】主婦会館プラザエフ 5 階会議室

【参加費】資料代 500 円(会員団体・賛助会員無料)

【テーマ】消費者契約法の次回改正に向けて

【講 師】志部 淳之介さん(消費者庁消費者制度課)